

助成内容

◆ 1人あたりの助成金：年9万円×3年間＝27万円(最大)

- * 従業員（35歳未満の正社員など要件あり）の年間奨学金返還額の範囲内で会社が支給した手当の半分相当（上限9万円）

例）年間奨学金返還額18万円、会社の年間手当支給額18万円の場合、9万円×3年間

◆（独）日本学生支援機構の奨学金のみが対象

- * 第一種、第二種とも対象。大卒、院卒、専門学校卒、中退など学校、学歴は問いません
- * 従業員への手当支給方式が対象で、会社による代理返還方式は対象外となります
- * 他市町村の奨学金返還支援制度との重複利用はできません

◆従業員が県内の事業所で勤務

- * 県外の事業所に勤務の期間中は対象外になります

助成を受けるためには

◆岡山県内に主な事業所がある中小企業者であること

- * 社会福祉法人、医療法人、組合など一部対象とならない法人があります
- * 県外に主な事業所があっても、県内に事業所があれば制度導入できる場合があります

◆就業規則などの社内規程で奨学金返還支援制度を制定し 岡山県中小企業団体中央会への申請・登録が必要です

- * 申請料、登録料など導入費用は不要です



自社のホームページや
名刺などでロゴマークを
使用したPRができます

きらおかHP



岡山県ホームページや
「きらおか」ホームページ
に制度導入企業として
掲載されます

助成内容・制度導入のお問い合わせ・資料請求手続きはこちら

岡山県中小企業団体中央会

☎ 086-224-2245 ✉ okashou@okachu.or.jp